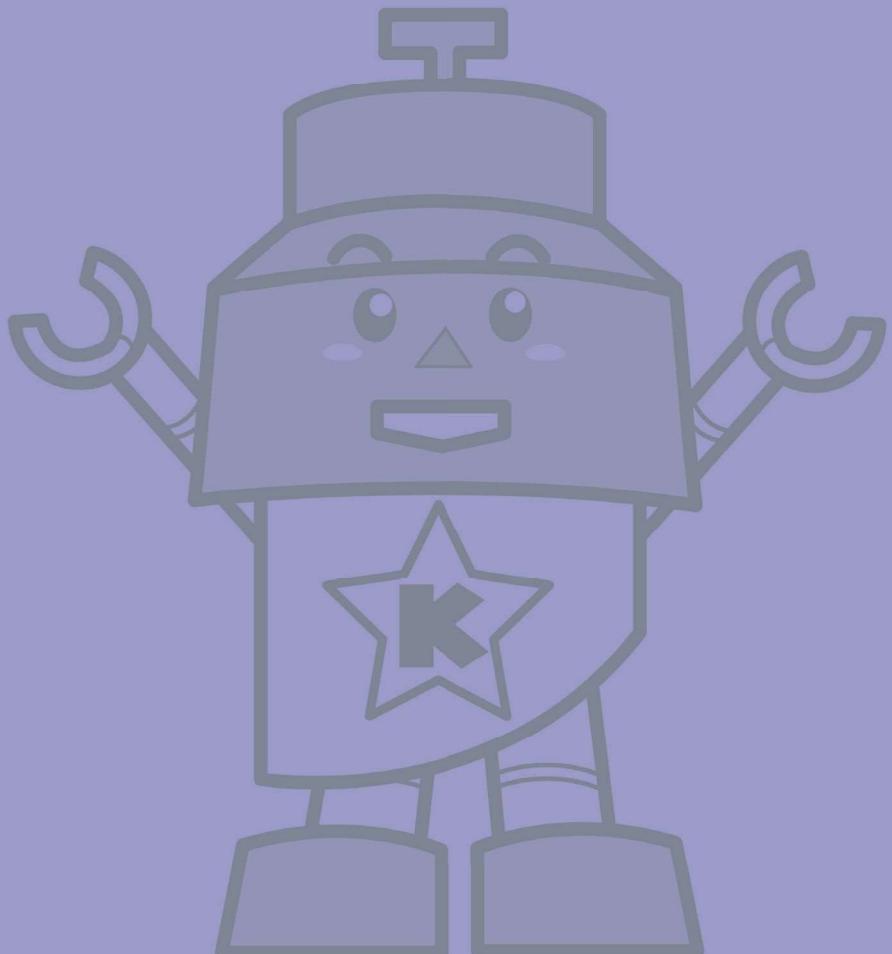


基 本 構 想

(平成28年度～令和7年度)



1 総合計画策定の目的

序論

基本構想

後期基本計画

資料編

本市では、昭和50年の「川口市総合計画」から平成22年の「第4次川口市総合計画」まで、市政運営の指針となる総合計画を順次策定し、市勢の発展、市民生活の充実・向上に努めてきました。

その間の社会経済情勢に目を向けると、人口減少や少子高齢化の進展、地方分権の推進、ICT普及拡大に伴う人々のコミュニケーションや価値観・生活スタイルの変化、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・エネルギーに対する考え方の変化など、刻々と情勢が変動を続けています。

また、本市は、平成23年に鳩ヶ谷市と合併し、人口約58万人の新川口市としてスタートしました。さらに、平成26年には中核市への移行を新たな目標として掲げ、市が行うことのできる事務権限をさらに増やすことで、本市の特性を活かしたまちづくりを推進していくこととしました。

市内外のこうした変化に対応し、本市の限られた資源を効果的・効率的に活用して、多くの人々から選ばれるまちをめざすため、本市の将来の姿を示し、また、その将来の姿を実現するまちづくりの指針として、「第5次川口市総合計画」を策定しました。

2 総合計画の構成と期間

第5次川口市総合計画は、本市のまちづくりのビジョンを明らかにするものであり、本市の将来の姿を掲げるとともに、その実現に向けて必要な基本方針と施策の方向を定めるものです。本計画は分かりやすく実効性の高い計画とすることに重点を置き、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成します。

基本構想（平成28年度から令和7年度までの10年間）

まちづくりの基本理念と計画策定後10年間で達成をめざす将来の姿を示したものです。

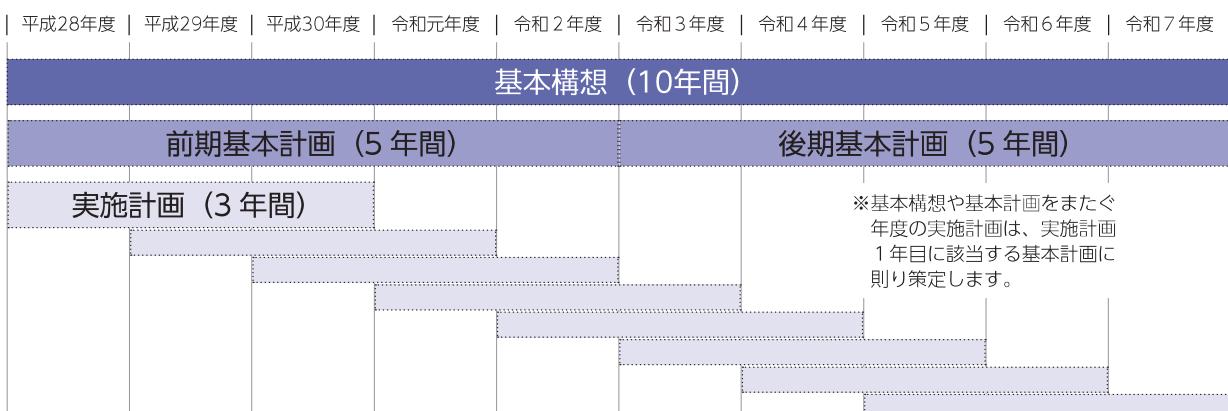
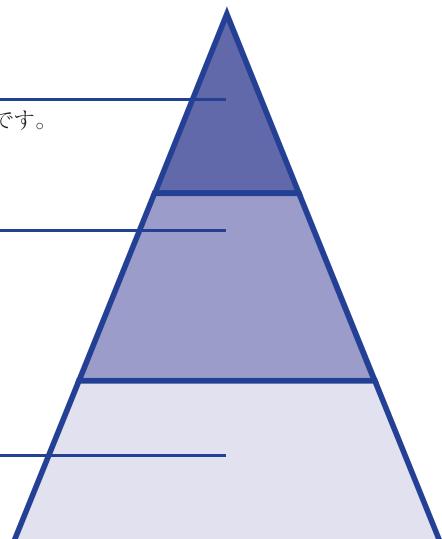
基本計画（前期・後期各5年間）

基本構想の将来の姿を実現するために、特に重要性の高い課題と施策、そして、施策ごとに目標を示したものです。前期基本計画は令和2年度までの5年間とし、本市をとりまく社会経済情勢の変化に対応するため、令和3年度に後期基本計画を策定するものとします。

実施計画

基本計画を推進する手段のうち、財政計画との裏付けを図りながら有効かつ効率的と考えられる事業を定めて示したものです。

実施計画は、毎年見直しを図り、3年先を見据えながら策定していきます。



3 基本理念

本市では、川口市自治基本条例の趣旨を尊重しつつ、「市民とつくるまちづくり」、「多様な主体の共生共栄」、「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」を総合計画における基本理念とします。この基本理念は、これからのかまちづくりの根幹となる考え方です。

市民とつくるまちづくり

まちはそこで暮らし活動する市民のものであり、市民はまちづくりに参画することができます。市民と行政は、互いの役割を明確にし、相乗効果

が得られるようそれぞれの得意分野を活かして、協働しながらまちづくりを進めていきます。

多様な主体の共生共栄

本市は地域性が豊かであり、そこには市民や地縁団体、市民団体、事業者をはじめとする多くの魅力ある多様な主体が活動をしています。この多様な主体がお互いを尊重し合い共生できる環境を

つくり、多様な主体同士や行政との交流を促進することで、各主体が持つ魅力や個性を活かしていきます。

多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実

少子高齢化・人口減少社会の到来や社会情勢の変化により、人々のライフスタイルや価値観が変化するにつれ、市民ニーズが多様化・複雑化しています。厳しい財政状況においても、これらさま

ざまなニーズを的確に把握し、市民が豊かさや幸せを実感し、住み続けたいと思えるまちづくりを行っていきます。

4 将来の姿

序論

基本構想

後期基本計画

資料編

(1) 将来都市像

将来都市像

人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口

本市は「鋳物のまち」として全国に名を馳せてきました。鋳物には美観だけでなく「造形の自由度（しなやかさ）」「強靭で堅牢である（たくましさ）」等の優れた特質があります。また、同じく本市の特産である植木をはじめとする緑も「（しなやかでたくましい）生命力」の象徴といえます。

将来都市像で示した「しなやかさ」と「たくましさ」は、本市に受け継がれた伝統技術を意識し

つつ、時代の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応するしなやかさを持ち、困難な課題にも市民と行政が一体となって力強くたくましく臨んでいくまちづくりへの想いを込めたものです。

本市は、子どもから大人まで全ての「人」と、魅力あふれる市内産業などの「しごと」が輝くことのできる、しなやかでたくましい都市をめざします。

(2) めざす姿

将来都市像を実現するため、基本理念に則り、以下の6つの「めざす姿」を定めます。

めざす姿Ⅰ

全ての人にやさしい“生涯安心なまち”

少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進む現代社会においては、より一層、地域社会における支え合いが大切です。

本市は地域の特性に応じて、子育て・高齢者福祉サービスの充実、保健施策のさらなる推進、医療体制の充実を図ります。さらに、市民、地域、行政が一体となって、互いに支え合う環境を整えることで、全ての人が、全てのライフステージにおいて健康で安心して暮らせるまちをめざします。

めざす姿Ⅱ

子どもから大人まで“個々が輝くまち”

教育は、ひとづくりとまちづくりの根幹であり、大切なものです。学校教育の場において「不易流行」の考え方のもと、学校の教育力と指導力の向上を図り、子どもたちがのびのびと学べる環境をつくるなかで、本市は知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざすとともに、しなやかさとたくましさをそなえた人材を育てる教育都市をめざします。

さらに、市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対しては、自己実現をめざすための支援を行い、お互いが尊重・理解し合いながら一人ひとりの個性や魅力を伸ばせるまちをめざします。

めざす姿Ⅲ 産業や歴史を大切にした “地域の魅力と誇りを育むまち”

本市の魅力は、鋳物や植木に代表される産業をはじめ、歴史や伝統のある文化財、うるおいをもたらす緑地環境、地域にとって大切なお祭りや文化芸術など多種多様です。

まちを元気にするため、企業の経営基盤強化や技術力の伝承、市產品の販売促進に力を注ぐなど地域経済の基盤をしっかりと築くとともに、歴史的資源といったさまざまなまちの魅力を広く発信して多くの交流を生み出すなど、産業や歴史を大切にした地域の魅力や誇りを育むまちをめざします。

めざす姿Ⅳ 都市と自然が調和した “人と環境にやさしいまち”

本市は、都市機能が充実しているだけではなく、多くの緑地や川がある自然が豊かなまちでもあります。都市的営みの充実と自然環境の保全は両立の難しい課題ではありますが、生活環境の向上や廃棄物の発生抑制・再資源化といった持続可能な社会の創造と自然環境の保全・活用という施策を軸として、都市と自然が調和する、人にも環境にもやさしいまちをめざします。

めざす姿Ⅴ 誰もが “安全で快適に暮らせるまち”

本市は、それぞれ魅力や課題の異なる地域から成り立っており、地域ごとにその特性に対応した計画的な土地利用の推進を図ります。また、生活の基盤となるような交通や下水道などのインフラについては市内全域において効果的で効率的な整備を推進し、上水道は安全な水道水を安定的に供給し、誰もが快適に過ごせる環境を整備します。

さらに、日々を安全に暮らすため、都市整備においては地震や水害などの災害の発生を見据えた整備を行い、危機に強いまちづくりに努めます。また、災害や犯罪、新たな感染症などの脅威に対応するため、消防活動、防災・防犯対策、行政組織の体制を強化するとともに、市民への適切な情報発信や町会・自治会への支援など自助・共助の推進を図り、市民とともに安全に暮らせるまちをめざします。

めざす姿Ⅵ 市民・行政が協働する “自立的で推進力のあるまち”

本市は、自治の権限を拡大し、自らのまちの課題は自ら解決する体制づくりを進めていることから、川口市自治基本条例とそれに基づく3条例を尊重し、市民・行政の協働によるまちづくりを進めます。

さらに、人材の育成や公共施設の適正化を図り、歳出の適正化と歳入の確保に努めるなど、限りある資源を最大限に活用し、計画的かつ効率的な行政運営を行うことで、自立的で市政運営を力強く推進するまちをめざします。

